

# 鳥取県公報

平成28年9月27日(火) 第8837号

毎週火・金曜日発行

			目 次
$\Diamond$	告	示	鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関(597)(広報課)・・・・・・・・・・・2 生活保護法による施術者の指定(598)(福祉監査指導課)・・・・・・・・・・・・・・2 保安林の指定(2件)(599・600)(森林づくり推進課)・・・・・・・・・・・・・2

## 示

#### 鳥取県告示第597号

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置 するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県県政テレビ番組企画	平成29年度における県政テレビ番組の	平成28年11月10日から	広報課
制作放送業務プロポーザル	企画・制作・放送業務に係る受託者の	同月30日まで	
審査会	選定に関する事項		

#### 鳥取県告示第598号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」 という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、施術者を指定したので、生 活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定によ り次のとおり告示する。

平成28年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
河田 稔	鳥取市富安一丁目173	株式会社フレアス	鳥取市南吉方一丁目	平成28年8月1
			114-3	日

### 鳥取県告示第599号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成28年9月27日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所
  - 岩美郡岩美町大字牧谷字向側屋敷1512、1513
- 2 指定の目的
  - 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第600号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成28年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所
  - 八頭郡八頭町徳丸字竹市谷1646の1、1649、1650
- 2 指定の目的
  - 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭 町役場に備え置いて縦覧に供する。)